

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

評価実施時期：令和2年12月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する特定事業者（以下単に「特定事業者」という。）が顧客等との間で特定取引を行うに際して、当該顧客等の本人特定事項等の確認（以下「取引時確認」という。）を行わなければならないこととされている。これは、特定取引を行う顧客等がマネー・ローンダリングを企図する者か否かに関する情報を特定事業者が確認することで、マネー・ローンダリングを企図する者が架空口座の開設等を行うことが困難となり、特定事業者を利用できなくなる又は利用を避けることにより、マネー・ローンダリングの防止を図ること等を目的として設けられたものである。

また、特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引又はこれに準ずる取引として政令で定める取引については、特定取引に係る規定を適用しない特例を設けているところ、当該政令で定める取引として、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収令」という。）第7条第1項第1号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを定めている（犯収令第13条第1項第1号）。

上記特例については、これまで、金融機関等が行う金融関係取引の信頼性・正確性を踏まえ、当該金融関係取引のみを対象としてきたところであるが、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結（以下「クレジットカード発行取引」という。）についても、犯収法上の取引時確認等の義務の履行に必要な技術・ノウハウを蓄積するための取組が適切に行われてきたものと認められる状況にあることから、当該特例の対象に追加することが適当である。

仮に、引き続き、金融機関等が行う金融関係取引についてのみ当該特例の対象とした場合、取

引の実態と乖離した規制を課すこととなる。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

①のとおり、犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例の対象となる取引を金融機関等が行う金融関係取引のみに限定した場合、取引の実態と乖離した規制を課すこととなる。

[規制緩和の内容]

当該特例の対象となる取引にクレジットカード発行取引を追加し、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正に伴う遵守費用及び行政費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正において、モニタリングの必要はない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正では、犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例の対象となる取引にクレジットカード発行取引を追加し、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和することにより、これら事業者における事務の効率化を通じた顧客の利便性の向上を図ることが可能となる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正は規制緩和であり、便益は削減される遵守費用額となる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正により、例えば、クレジットカード事業者が顧客等との間でクレジットカード発行取引を行うに際して、他の特定事業者に当該取引を委託し、当該他の特定事業者において当該顧客等の取引時確認が既に行われていた場合には、当該クレジットカード事業者において、取引時確認に係る義務が免除され、取引時確認のための遵守費用が削減又は低減されることが見込まれる。

しかしながら、本改正は、犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例の対象に、クレジットカード発行取引を新たに追加するものであり、当該特例を利用するか否かは事業者の裁量に委ねられるものであることから、本改正の施行後に当該特例を利用する事業者数を推計すること及び削減される遵守費用額を推計することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、費用は発生しない（2③参照）。

また、本改正による便益は、金銭価値化することが困難であるが、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和することにより、これら事業者における事務の効率化を通じた顧客の利便性の向上等を図ることが可能となる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）

を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、当該規制により発生する費用や便益を検討し、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例が用いられたクレジットカード発行取引に関し、

- ・ 所管行政庁が発出した是正命令（犯収法第 18 条）の件数
- ・ 国家公安委員会が実施した意見の陳述（犯収法第 19 条）の件数